

JIS

防護服－機械的防護性能－ 鋭利物に対する切創抵抗性試験方法

JIS T 8052 : 2026

(ISO 13997 : 2024)

(JSAA/JSA)

令和 8 年 3 月 25 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 保安技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	山内 正 剛	国立大学法人信州大学
(委員)	落合 誠	一般社団法人日本非破壊検査協会
	坂口 正之	公益社団法人日本保安用品協会
	嶋田 敦子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	辻 創	一般財団法人カケンテストセンター
	利岡 英和	日本安全靴工業会
	永井 明	公益社団法人日本アイソトープ協会
	西田 和史	建設業労働災害防止協会
	山田 崇裕	学校法人近畿大学
	山本 多絵子	ミドリ安全株式会社

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣 制定：平成 17.12.25 改正：令和 8.3.25

官 報 掲 載 日：令和 8.3.25

原 案 作 成 者：公益社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

審議専門委員会：保安技術専門委員会 (委員長 山内 正剛)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課及び化学物質対策課環境改善・ばく露対策室 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 試験片採取	2
4.1 一般	2
4.2 繊維材料及びその他の材料	3
4.3 手袋	3
4.4 試験片の調整	4
5 試験方法	4
5.1 原理	4
5.2 試験装置	5
5.3 校正	9
5.4 試験手順	11
6 試験報告書	13
附属書 A (参考) 試験所間比較試験の測定結果	15
附属書 B (規定) 計算された切創力の決定	16
附属書 C (規定) 校正材料の試験	21
解 説	23

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本保安用品協会（JSAA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS T 8052:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

防護服—機械的防護性能— 鋭利物に対する切創抵抗性試験方法

Protective clothing—Mechanical properties— Determination of resistance to cutting by sharp objects

序文

この規格は、2024年に第3版として発行されたISO 13997を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、手袋を含む防護服用に設計された材料及びその組立部品に適用するTDM型切創抵抗性試験方法並びに当該試験方法の計算方法について規定する。この試験は、ナイフ、金属薄板部品、金属切りくず、ガラス、刃のある工具、鋳造物などの鋭利物による切断に対する抵抗性の測定を目的としている。

材料又は製品の要求事項にこの規格を引用する場合のために、引用する規格においてこの規格を適用するために言及すべき必要な情報について規定している。

この試験は、針又はとげのような先端のとが（尖）った物体又は鋭利な刃先による耐貫通性についての結果を示すものではない。この規格で規定する試験は、鎖かたびら又は金属板からなる材料の試験は適用対象にしていない。また、この規格には、試験のオペレーターの安全確保に関する規定は含んでいない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 13997:2024, Protective clothing—Mechanical properties—Determination of resistance to cutting by sharp objects (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

ISO 34-1, Rubber, vulcanized or thermoplastic—Determination of tear strength—Part 1: Trouser, angle and crescent test pieces